2　前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ認定事業者において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって法第四十八条の帳簿（次項において「帳簿」という。）への記載に代えることができる。

3　認定事業者は、帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）を各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖後五年間保存しなければならない。

（認定事業者の報告）

第三十条　法第四十九条の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。（新設）

一　法第四十六条、第四十八条、第五十条及び第五十一条に規定する業務に係る法令遵守の状況

二　法第四十七条に規定する認定計画（次項及び第三十四条において「認定計画」という。）の内容と現況との間の相違等

三　前二号に掲げるもののほか、都道府県知事等が必要と認める事項

2　認定事業者は、前年度における居住安定援助の実施の状況及び前項各号に掲げる事項を記載した別記様式第八号による報告書を認定計画ごとに作成し、毎年六月三十日までに都道府県知事等に報告しなければならない。

（専用賃貸住宅の目的外使用の承認を受けるための専用賃貸住宅の入居者を確保することができない期間）

第三十一条　法第五十条第一項の国土交通省令・厚生労働省令で定める期間は、三月とする。（新設）

（専用賃貸住宅の目的外使用の承認の申請）

第三十二条　法第五十条第一項の承認を受けようとする者は、別記様式第九号による申請書を、都道府県知事等に提出しなければならない。（新設）

（専用賃貸住宅の目的外使用の賃貸借の期間）

第三十三条　法第五十条第三項の国土交通省令・厚生労働省令で定める期間は、五年とする。（新設）

（公示）

第三十四条　認定事業者は、認定計画に記載された事項（法第四十条第二項第一号、第二号（認定住宅の存する市町村の名称に限る。）、第三号及び第七号から第十号まで並びに第七条第六号に掲げる事項に限る。）をインターネットの利用その他の適切な方法により公示しなければならない。（新設）

（認定事業者の遵守すべき事項）

第三十五条　法第五十一条の認定事業者の遵守すべき事項は、次に掲げるものとする。（新設）

一　居住安定援助賃貸住宅事業の業務に関して広告をする場合にあっては、国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める表示についての方法を遵守すること。

二　法第四十六条第一項の規定に基づき認定住宅入居者に対して説明した事項に変更があったときは、当該認定住宅入居者に対し、その変更の内容を記載した書面を交付して説明すること。

三　自ら管理する認定住宅を良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって認定住宅入居者の居住の安定の確保に支障を及ぼさないように努めること。

四　福祉サービスその他のサービスの提供に関する事業を実施する者（次号において「福祉サービス等事業者」という。）又はその従業者に対して、当該サービスを利用する者又はその家族に当該認定事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しないこと。